

新規指定申請の流れについて

1 指定申請のスケジュール

申請書類等の受付方法は原則として郵送です。指定申請のスケジュールは、以下のとおりですので期限内に必要な手続を行ってください（厳守）。

日 程	手 続
指定希望日の前々月の15日まで (申請書類の提出以前)	電話連絡
指定希望日の前々月の1日～末日(受付期間)	申請書類の提出 (<u>郵送</u>)
指定希望日(1日付)	事業開始

※受付期間内に申請書類を受付けた場合でも、書類の不備や事業所の設備状況等によっては、一月単位での延期又は指定不可になります。補正に要する時間を考慮した手続をお願いします。

※上記締日が土日祝日の場合はその前日となります。

2 留意事項

- (1) 必ず事前に電話連絡をしてください。
- (2) 申請書類は、「指定申請書類チェックシート」にて必ず確認を済ませてから提出してください。
- (3) 申請書類一式の写しを保管してください。原則として受付けた書類は返却しません。
- (4) 書類の補正が必要な場合は、原則として受付期間内に書類の補正が完了したもののみ受理します。
記入漏れや書類の不備・不足がある場合、指定希望日の指定はできません。
- (5) 受付期間内に受理した書類について、指定希望日の前月に補正審査や必要に応じ現地調査等を行い、基準を満たすことが確認できた事業所へ指定希望日の前月下旬に指定書を発送します。

3 指定の要件(基準)について

指定事業者になるためには、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び市要綱で定める人員、設備及び運営に関する基準等を満たさなければなりません。

例えば ・ 申請者が法人であること

- ・ 法人の定款等の目的に「地域生活支援事業」を行う旨を位置付けること

※指定を受けようとするサービスが正しく定款に位置付けられていないと指定できませんので、障害福祉情報サービスかながわに掲載の「定款の記載例」を必ず参照してください。

- ・ 基準に規定されている必要な人員等を備えること

※「基準を知りたい」というお問い合わせはお受けしかねます。基準等の内容をご自身で十分確認し、また、不明な点をご自身でよく調べるなどして十分理解してください。

基準の確認方法・・・「障害者総合支援六法」等の一般の書籍や「相模原市障害者等移動支援事業実施要綱」などで確認してください。

【定款の記載例・申請書類等に関する掲載場所】

障害福祉情報サービスかながわ>書式ライブラリ>4. 相模原市からのお知らせ

【申請書類等の提出先】

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 福祉基盤課 宛

※郵送の際は、封筒に「移動支援 新規指定申請書類 在中」と記載してください。

※電話番号及び担当者名を明記した書類(名刺でも可)を同封してください。

【連絡先】

電話：042-769-1394(直通) F A X：042-759-4395